

香川県相談支援従事者初任者研修受講申請に係る実務経験申告書用実務経験分類表

※この分類表は厚生労働省告示をもとに、香川県相談支援従事者初任者研修受講申請の際に任意で提出する「実務経験申告書」に記載する内容を、香川県立川部みどり園が独自に編集・作成した参考資料で、この表の内容が事業所指定及び相談支援専門員配置の際に各指定権者が判断する基準ではありません。

分類番号	従事事業所分類	業務内容	備考	経験年数
①	障害児相談支援事業所、身体障害者相談支援事業所、知的障害者相談支援事業所、精神障害者地域生活支援センター	相談支援業務	平成18年10月1日に現に従事しており、平成18年9月30日までの間に業務に従事した期間	3年以上
②	障害児相談支援事業所、身体障害者相談支援事業所、知的障害者相談支援事業所	相談支援業務		②～⑥、⑧、⑩、⑫、⑬の通算が5年以上
③	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場	相談支援業務		②～⑥、⑧、⑩、⑫、⑬の通算が5年以上
④	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院	相談支援業務		②～⑥、⑧、⑩、⑫、⑬の通算が5年以上
⑤	病院若しくは診療所	相談支援業務	社会福祉主任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、国家資格等を有する者、又は②～④に掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者	②～⑥、⑧、⑩、⑫、⑬の通算が5年以上
⑥	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床	介護業務	社会福祉主任用資格者等	②～⑥、⑧、⑩、⑫、⑬の通算が5年以上
⑦			社会福祉主任用資格者等でない者	⑦、⑨、⑪の通算が10年以上
⑧	障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、老人居宅介護等事業所、児童デイサービス、放課後デイサービス、児童発達支援	介護業務	社会福祉主任用資格者等	②～⑥、⑧、⑩、⑫、⑬の通算が5年以上
⑨			社会福祉主任用資格者等でない者	⑦、⑨、⑪の通算が10年以上
⑩	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所	介護業務	社会福祉主任用資格者等	②～⑥、⑧、⑩、⑫、⑬の通算が5年以上
⑪			社会福祉主任用資格者等でない者	⑦、⑨、⑪の通算が10年以上
⑫	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター	相談支援業務		②～⑥、⑧、⑩、⑫、⑬の通算が5年以上
⑬	特別支援学校、特別支援学級	就学相談、教育相談及び進路相談		②～⑥、⑧、⑩、⑫、⑬の通算が5年以上
⑭	国家資格者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が5年以上			②～⑬の通算が3年以上

相談支援業務	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
介護業務	身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行う業務、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務
社会福祉主任用資格者等	社会福祉主任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、児童指導員用資格者、保育士
国家資格者	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理士
経験年数	「1以上の経験年数」とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が180日以上であることをいう。3年=540日以上、5年=900日以上、10年=1800日以上。